

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者・個人向け支援等の概要（令和2年4月6日時点）

| 制度名 | 厚生労働省 | | | 経済産業省 | | | |
|------|--|---|--|---|--|--|--|
| | 雇用調整助成金（特別措置） — | 雇用調整助成金（特別措置） 拡大(4.1～6.30) | 小学校休業等対応助成金 (事業主向け) | 小学校休業等対応支援金 (委託を受けた個人向け) | ものづくり・商業・ サービス助成 | 持続化助成 | IT導入助成 |
| 制度概要 | 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。 | | 正規・非正規問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業を助成するもの。 | 子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給するもの。 | 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援するもの。 | 小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援するもの。 | 事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援するもの。 |
| 助成内容 | 【助成率】 大企業 1/2、中小企業 2/3 【支給限度日数】 1年間で100日 | 【助成率】 大企業 2/3、中小企業 4/5 (解雇等行わない場合は、大企業 3/4、中小企業 9/10) 【支給限度日数】 4.1～6.30は、1年間の支給限度日数100日とは別に利用可能 | 【支給額】 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ※支給上限は8,330円/日 | 【支給額】 就業できなかった日について、4,100円/日(定額) | 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援するもの。 【補助率】 中小企業 1/2、小規模 2/3 ※補助上限は原則1,000万円 | 【補助率】 2/3 ※補助額は50万円まで | 【補助率】 1/2 ※補助額は30～450万円 |
| 対象 | 事業者 (観光関連産業、製造業など) | 事業者 (全事業主) | 事業者 | 委託を受けた個人 | 中小企業・小規模事業者等 | 小規模事業者等 | 中小企業・小規模事業者等 |
| 適用期間 | 休業初日がR2.1.24～7.23 | 休業初日がR2.4.1～6.30 | 【適用日】R2.2.27～3.31 【申請期間】R2.3.18～6.30 | 【適用日】R2.2.27～3.31 【申請期間】R2.3.18～6.30 | 3/10より公募開始 【2次申請開始】4/20 17時 【2次締切】5/20 17時 | 3/10より公募開始 通年公募中 【2次締切】6/5 | 5月からベンダー・ツール登録を開始し、6月から補助事業者公募開始予定 【申請開始】6月頃予定 【申請締切】6月末頃予定 |
| 要件 | ①休業等計画届の事後提出可(R2.5.31まで) ②生産指標(売上高等10%減)の確認対象期間を1か月に短縮 ③雇用指標が前年比増加も対象 ④事業所設置後、1年未満も対象 ⑤雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象 ⑥過去に本助成金を受給したことがある事業者も対象 | ①休業等計画届の事後提出可(R2.6.30まで) ②生産指標(売上高等5%減)の確認対象期間を1か月に短縮 ③雇用指標を撤廃 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦助成率の拡大 ⑧雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象 | ①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させたとき ①新型コロナウイルス感染症の対策として臨時休業等した小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した又は感染の恐れのある小学校等に通う子ども | ①又は②の子どもの世話をすることが必要となった保護者で以下に示す一定の要件を満たす方 ①同左 ②同左 <一定の要件> ・個人で就業する予定であった場合 ・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容等について一定の指定を受けているなどの場合 | 以下要件すべてを満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ①事業全体の付加価値額を年平均3%以上増加 ②給与支給総額を年平均1.5%以上増加 ③事業所内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする ※申請要件に反する場合の返還規定あり | 以下要件すべてを満たす事業であること。 ①作成した経営計画に基づいて実施する地道な販路開拓等(生産性向上)のための取り組みであること。あるいは、販路開拓等の取組と合わせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 ②商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。 ③他の補助金受給等、除外事業に該当しないこと。 | ITツールの要件は、複数の業務機能を組み合わせることで、生産性の向上を図り、面的な効率化や事業拡大・連携を支えることを目的とする以下の3分類のもの。 ①ソフトウェア 顧客対応・販売支援等の8つの業務プロセス ②オプション 機能拡張等 ③役務 導入コンサルティング等 注：1次公募要領より記載 |
| 手続き | 【申告書等】 ・雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(新型コロナウイルス感染症関係) 【提出窓口】 ・ハローワーク瀬戸 | 【申告書等】 ・両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース)支給申請書(雇用保険被保険者用) ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金支給申請書(雇用保険被保険者以外用) 【提出窓口】 ・学校等休業助成・支援金受付センター(中部地区) | 【申請書等】 ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人に仕事をする方向け)支給申請書 【提出窓口】 ・同左 | 【申請書等】 ・事業計画書 ・賃金引上げ計画の表明書 ・決算書等(直近2年分) ・その他加点に必要な資料 【提出窓口】 ・電子申請システムのみ | 【申請書等】 ・経営計画書兼補助事業計画書 ・補助授業計画書 ・事業支援計画書 ・補助金交付申請書 ・その他必要な財務資料 【提出窓口】 ・日本商工会議所(補助金事務局) | 【交付申請の流れ】 ①IT導入支援事業者・ITツールの選定 ②申請マイページを開発し、経営診断ツールと補助事業者情報を入力 ③支援事業者が事業計画等を入力 ④事業計画等を確認、宣誓 ⑤補助事業者から交付申請提出 | |
| 問合せ先 | 愛知労働局あいち雇用助成室 052-219-5518 | | 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999 | | ものづくり補助金事務局 050-8880-4053 | 日本商工会議所 03-6447-2389 | (一社)サービスデザイン推進協議会：0570-666-424 |
| 備考 | | | | | 5次(R3.2)まで公募予定 | 4次(R3.2)まで公募予定 | R2.9月、12月に締切設定予定 |

※ハローワーク瀬戸と連携した社会保険労務士による相談窓口の開設や産業支援センターせとのコーディネーターによる相談窓口の再開を予定。